

熊労発基 0129 第2号
令和 2 年 1 月 29 日

(一社)熊本県建設業協会長 殿

熊本労働局長



高齢労働者の労働災害防止対策の実施について（要請）

日頃より当局の行政運営に関しまして、御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、当局管内における令和元年の休業4日以上労働災害は、12月末時点の速報値において、前年同期比で+23件（+1.3%）の1,799件となり、11年ぶりに年間の死傷災害が2,000件を超えた前年を上回る可能性があり、誠に憂慮すべき状況となっており、その内容について被災労働者の年齢別で見ると、50歳以上が約55%を占め、特に、60歳以上が被災する割合は年々増加しております。

また、高齢者の災害の34%は転倒によるものですが、その被災程度を見ますと、半数以上が休業見込1～3か月となっており、休業見込が3か月以上となるものも10%を超えており、高齢者の労働災害は重篤化が顕著となっております。

以上から、高齢者の身体的特性（筋力、バランス能力、視力、聴力、ストレス耐性の低下等）に着目した高齢者に対する安全衛生教育の実施や、高齢者の作業を指揮命令する管理者に対する高齢者の身体的特性の理解度を高める教育の実施等によって労働災害防止対策を講じる必要があります。

今後、人手不足の状態が続く熊本県においては、高齢労働者の活用が不可欠であり、高齢者が安心して働き続けることができる安全な職場環境の形成や、適切な運動による高齢者の健康の確保が必要です。ついては、貴団体において、高齢労働者の労働災害を防止するための安全衛生教育の実施や、会員等事業場に対する周知・啓発を実施していただきますよう要請いたします。

担当	労働基準部健康安全課
労働衛生専門官	平島
産業安全専門官	織田
安全衛生係長	吉田
電話	096-355-3186（直通）

